

地域包括支援センター事業評価項目について

改善した項目と課題が残った項目

資料1-3

市

1 組織運営体制	前年度における運営協議会での議論を踏まえ、センターの運営方針、センターへの支援・指導の内容を改善したか。
1 組織運営体制	センターの3職種（準ずる者含む）一人当たり高齢者数（圏域内の高齢者数／センター人員）の状況が1,500人以下であるか。
2-(4) 地域ケア会議	複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市町村に提言しているか。
2-(5) 介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援	センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体に対して、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源に関する情報を提供しているか。
3 事業間連携（社会保障充実分事業）	医療関係者とセンターの合同の事例検討会の開催または開催支援を行っているか。

センター

1-(1) 組織運営体制	3職種（それぞれの職種の準ずる者は含まない）を配置しているか。
2-(1) 総合相談支援	地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理しているか。
2-(5) 介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知しているか。
2-(5) 介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがあるか。
2-(5) 介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用しているか。
2-(5) 介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市町村から示されているか。
2-(5) 介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っているか。
3 事業間連携（社会保障充実分事業）	医療関係者と合同の事例検討会に参加しているか。
3 事業間連携（社会保障充実分事業）	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っているか。
3 事業間連携（社会保障充実分事業）	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っているか。

R4					
市					
○	運営協議会の議論を踏まえ、センターの周知に向けた取組みを行いました。				
×					
○					
○					
○					

介護保険法では3職種一人当たりの高齢者数は1,000人～2,000人となっており、すべてのセンターは国の基準を満たしています。
認知症の方の地域での生活の課題に対し、共生を目指しチームオレンジの立ち上げ等、事業に反映しました。
生活支援コーディネーターを中心に社会資源の把握に努め、生活支援コーディネーターと地域包括支援センターや介護支援専門員とで連絡会議を行い、社会資源の情報共有を行いました。
訪問看護事業所など医療関係者にも入っていただき事例検討会を開催しました。

中津川市 地域包括 支援センター	瀬戸の里 地域包括 支援センター	ひだまり苑 地域包括 支援センター	ゆうらく苑 地域包括 支援センター	シクラメン 地域包括 支援センター	北部 地域包括 支援センター
------------------------	------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	----------------------

○	○	○	○	○	×	北部地域包括支援センターは保健師に準ずる者として看護師が配置されています。介護保険法に定める基準は満たしています。
○	○	×	○	○	○	ひだまり苑地域包括支援センターは地域関係機関や介護保険等事業者、医療機関のリストを作成していますが、ネットワークとしての管理ではなかったため未達成となっています。令和5年度はネットワーク事務局会議を開催しネットワークの充実を図りました。
○	○	○	×	○	×	中津川市地域包括支援センターでは自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントの内容について検討を行い、委託先の居宅介護支援事業所に周知を行いました。ゆうらく苑・北部地域包括支援センターでは、センター職員には周知していますが、委託先の居宅介護支援事業所がないため未達成としました。
○	○	○	○	○	×	北部地域包括支援センターは令和4年度に介護予防ケアマネジメントの実施がなかったため未達成となっていますが、令和5年度は家族、友人、民生委員、有償ボランティアなどの支援もプランに盛り込んでいます。
○	○	×	○	○	×	令和4年度は北部地域包括支援センターは介護予防ケアマネジメントの実施がなかったため未達成となっています。また、ひだまり苑地域包括支援センターではセルフマネジメントをケアプランに盛り込むに至らなかったため未達成としました。令和5年度は市の介護予防手帳を参考に利用者向けにセルフケアマネジメントの必要性を紙面で周知し、ケアプランを作成しました。又、包括連絡会の中でも介護予防ケアマネジメントについて話し合いを行っています。
○	○	○	○	○	○	委託をする際の公平性・中立性確保のための指針が市から示されているため達成となりました。
○	○	○	○	○	○	中津川市地域包括支援センターは委託に関する記録と進捗管理を行っており、それ以外のセンターは委託を行っていないため、市の指針が示されていることで達成となりました。
○	○	×	○	○	○	ひだまり苑地域包括支援センターでは令和4年度は医療関係者との事例検討の機会がなく未達成になっていますが、令和5年度は地域ケア会議等に医療関係者に参加いただきました。
○	×	○	○	×	×	中津川市在宅医療・介護連携センターでは、市外から転入の場合の医療機関の相談等を行っていますが、相談を必要とするケースがなかったセンターは未達成となっています。令和5年度については、瀬戸の里地域包括支援センターでは地域ケア個別会議にご参加いただき、病気の方への関わり方や指導方法などご助言いただくことができました。地域包括支援センターは日頃より直接医療機関や介護事業所と連携をしているため、在宅医療・介護連携支援センターへの相談が少ない現状がありますが、医療と介護でより連携ができるように検討を行っていきます。。
○	○	○	×	○	○	ゆうらく苑地域包括支援センターでは初期集中チームへ相談する事例がなかったため未達成となっています。

は未達成の項目
は改善した項目